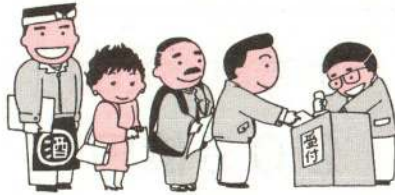


市県民税の申告相談は2月3日から



平成5年度の市県民税申告相談が2月3日から始まります。個人の市県民税は市が税額を計算し、それを皆さんに通知して納めていただく仕組みになっています。税額は、皆さんから提出していただいた市県民税の申告書に基づいて計算されます。

市県民税の申告について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

申告しなければならぬ人

◆五年一月一日現在、大館市に住んでいて、四年中（一月～十二月）に営業、農業、その他事業、不動産（地代、家賃）、給与（途中退職を含む）などの所得があった人。
◆大館市に住んでいなくても、五年一月一日現在、市内に自分で使用する事務所、事業所または家屋敷がある人。

申告の必要がない人

◆所得税の確定申告書を税務署へ提出する人（所得税の対象者及び所得税の還付を受ける人は、税務署へ申告することになります）。
◆給与所得だけの人で、給与支払報告書が勤め先（事業所）から市役所へ提出されている人（提出されているかどうか不明の場合は、勤務先にお確かめください）。

農業所得がある皆さんへ

農業所得も他の所得と同様、個々の納税義務者ごとに収支計算をして算定するのが原則です。しかし、農業所得の収支を記帳していない人のために、今年も「農業所得標準」を作成しています。農業所得標準によって申告する人は、次の点にご注意ください。

▽臨時雇人費の控除を受ける人は、雇人控帳、作業内容、支払金額等を証明できる資料をご持参ください。
▽標準外経費として別途控除の対象となる動力耕うん機、田植え機、トラクター、コンバイン、乾燥機等の大型農機具や農業用の自動車を所有している人は、取得年月、取得価格、年式・車名などを証明できる書類（売買契約書等）をご持参ください。

▽申告書に同封されている「農業所得のある方へ」に記入のうえ申告日にご持参ください。
▽農業所得がある人で、税務署から確定申告書を送付された人については、二月三日から十三日（日曜日、祭日を除く）まで中央公民館において申告相談を受け付けます。指定された日（九ページ参照）においでください。

なお、農協や市場等に農産物を出荷した人は、出荷証明書や販売代金の精算書など、収入金額がわかる書類を持参ください。

営業・不動産所得がある皆さんへ

営業所得や不動産所得があると思われる人には、申告書に収支計算用紙を同封していますので、自分で所得金額を計算して記入のうえ申告書に添付してください（四年中に新たに事業を開始した人で、収支計算用紙が同封されなかった場合は税務課へ連絡してください）。

譲渡所得がある皆さんへ

譲渡所得がある人で税務署へ申告する人は、市県民税の申告には必要ありません。なお、農業所得もあつて農業所得だけ事前に相談したい人は、税務署の指定日以前においでください。
※譲渡所得の申告相談は、税務署が指定した日となります。

申告するとき持参するもの

- ▽申告書と印鑑。
- ▽給与所得や年金所得がある人は源泉徴収票。
- ▽四年中に支払った医療費や社会保険料（国保税、国民年金保険料、農業者年金保険料など）の領収書など支払いを確認できるもの。
- ▽四年中に支払った生命保険料

所得税の確定申告は2月16日～3月15日

税務署から所得税の確定申告書が送付された人（農業所得のある人を除く）は、税務署へ申告してください。また、医療費控除や雑損控除（災害、盗難等）を受けようとする人は、そのための申告が必要です。税務署へ申告した場合は、市県民税の申告は必要ありません。

正しい申告を期限内に

申告しなければならぬ人が申告しないしていると、一部の控除ができなくなるほか、各種証明書（所得証明書や扶養証明書など）の発行もできなくなります。正しい申告を期限内に必ずしてください。

◎問い合わせ

税務課市民税係
☎49-3111
(内線232、233)